

青森県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、青森県肝炎医療コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、青森県の肝炎対策を推進することを目的とする。

（基本的な役割）

第2条

- 1 青森県肝炎医療コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 青森県肝炎医療コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

（定義）

第3条 この設置要綱で「青森県肝炎医療コーディネーター」とは、次に掲げるいずれかのことを行う者をいう。

- 一 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
- 二 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- 三 県又は市町村が実施する陽性者フォローアップ事業に関する連携
- 四 肝臓病教室等への参加
- 五 一から四までのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

（配置）

第4条

- 1 青森県肝炎医療コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関に配置するものとする。
- 2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関に青森県肝炎医療コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による青森県肝炎医療コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 県は、青森県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 県は、青森県肝炎医療コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況を別紙活動実績報告書の提出で報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を青森県肝炎医療コーディネーターとして認定するものとする。
 - (1) 医師、薬剤師、看護師、医療事務等の保健医療関係者及び医療ソーシャルワーカー等の医療機関において社会福祉の立場において働く者であって肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 県が実施する養成研修を受講した者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 青森県肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
 - (2) 肝疾患の基本的な知識
 - (3) 県の肝炎対策
 - (4) 地域の肝疾患診療連携体制
 - (5) 青森県肝炎対策に関する活動事例
- 3 知事は、第1項の規定により青森県肝炎医療コーディネーターの認定を行ったときは、研修会修了証及びバッジを交付し、青森県肝炎医療コーディネーター名簿に登録を行うものとする。
- 4 知事は、青森県肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証及び認定バッジを返納しなければならない。
 - (1) 青森県肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由により青森県肝炎医療コーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき

(技能向上及び活動支援)

第6条

- 1 県は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、青森県肝炎医療コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県は、本養成研修会と同時に市町村担当者への研修会も同時開催し、肝炎医療コーディネーターとの連携を図るよう努めるものとする。
- 2 県は肝炎医療コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

- 第7条 青森県肝炎医療コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とす

る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、青森県肝炎医療コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。